

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月三十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村正則

<p>路線名</p> <p>藤岡本庄線</p>	
<p>供用開始の区間</p> <p>児玉郡上里町大字藤木戸字寺西二番 一地先から同郡同町大字長浜字水窪 九七九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	
<p>供用開始の期日</p> <p>平成三十年十月三十日</p>	
<p>備考</p> <p>平成二十八年三月十八日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長四六二・〇〇メートル</p>	